

5議席第127号
令和5年12月15日

内閣総理大臣
外務大臣 様

下諏訪町議会議長 樽川 信仁

イスラエルによるガザ攻撃中止と
即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は、きわめて深刻な危機に直面しています。10月7日のハマスによる民間人への無差別攻撃を直接の契機に、イスラエル軍によるガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続いており、イスラエル側の死者は1,200人以上、ガザの死者は16,000人を超え女性と子どもが7割を占めます。イスラエル軍が、自衛と称して民間人の大量殺りくを行うことは正当化できません。ハマス及びイスラエル双方が行っていることは国際人道法に違反します。

下諏訪町議会は、イスラエルはガザ攻撃を即時中止すること、ハマスは人質全員を即時解放すること、双方は即時停戦のための交渉を行うこと、少なくとも人道的休戦を求めた10月27日の国連総会決議を遵守した行動をとることが必要と考えます。

日本政府におかれましては、イスラエルによるガザ攻撃中止並びに、双方に対して即時停戦と国際人道法の遵守を働きかける外交努力を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。